

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部県政情報・文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

告 示

○有害図書類の指定	(共同参画社会推進課)	一
○児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定	(障害福祉課)	二
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定	(同)	二
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の廃止の届出	(同)	二
○県営土地改良事業変更計画の縦覧	(農村振興課)	二
○県営土地改良事業換地計画の縦覧	(農村整備課)	三
○漁業災害補償法に基づく同意の届出の審査結果(区域内特定養殖業者)	(水産林政総務課)	三
○所在地を確知できない建設業者の届出	(事業管理課)	三
○土地改良区役員の就任及び退任の届出	(仙台地方振興事務所)	三
○財政状況の公表	(財政課)	四
○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る随意契約の相手方の決定	(食産業振興課)	四
○開発行為に関する工事の完了	(建築宅地課)	四
○選挙管理委員会		四
○政治団体の届出		五
○政治団体の届出事項の異動届		五
○資金管理団体の届出事項の異動届		五

ページ

労働委員会

正 誤

○宮城県労働委員会事務局文書取扱規程の一部を改正する訓令

○宮城県公報第二五八号(令和三年十一月二十六日付け) 中

告 示

六 五

○宮城県告示第八百七十八号

青少年健全育成条例(昭和三十五年宮城県条例第十三号)第十八条第一項の規定により、次のものを青少年に有害な図書類として指定する。

令和三年十二月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定図書類

番号	種類	図書類の名称	発行所
一	雑誌	月刊マガジンボーイ2021 12月号 18355-112	株式会社リブレ
二	雑誌	無敵恋愛S*girl 2022 1月号 08577-11	ぶんか社
三	雑誌	月刊ほんとうに怖い童話2022年1月号 08103-11	ぶんか社
四	書籍	特ダネTABOO! 収穫の秋号 35 ISBN978-4-89212-643-	株式会社インテルフィン
五	書籍	芸能スキャンダル特ダネ大放スベシャル ISBN978-4-86632-696-	株式会社ブレインハウス
六	雑誌	まんがあなたの知らない ニッポン絶望社会D X 53456-115	株式会社コアマガジン
七	書籍	芸能お宝最新特報BUZOOON!!! VOL.3 ISBN978-4-89212-649-	株式会社インテルフィン
八	雑誌	別冊ラヴァーズVOL.8 68545-172	株式会社大洋図書
九	雑誌	実話ナックルズSPECIAL 2021冬	株式会社大洋図書

十 雑 誌	68545170 裏モノJAPAN 2022 1 01805101	株式会社鉄人社
-------	---	---------

二 指定理由
 図書類の内容が、一から九の図書類にあつては、著しく性的感情を刺激し、十の図書類にあつては、著しく性的感情を刺激し、かつ著しく犯罪を誘発するため、青少年の健全な育成を阻害すると認められる。

○宮城県告示第八百七十九号

児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十一条の五の三第一項に規定する指定障害児通所支援事業者として次のとおり指定したので、同法第二十一条の五の二十五の規定により告示する。

令和三年十二月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	〇四五〇二〇二二六	事業所の名称及び所在地	みんなはなまる 石巻市向陽町四丁目 一番三号	指定障害児通所支援の種類	放課後等デイサービス	設置者名	株式会社はなまる	指定年月日	令和三年十二月一日
-------	-----------	-------------	------------------------------	--------------	------------	------	----------	-------	-----------

○宮城県告示第八百八十号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第五十一条第一号の規定により告示する。

令和三年十二月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	〇四一〇七〇〇六四五	事業所の名称及び所在地	生活介護 ココア（心愛）Ⅲ 名取市愛島塩手字北野三十二番	指定障害福祉サービスの種類	生活介護	設置者名	特定非常利活 動法人 環	指定年月日	令和三年十一月一日
〇四一一一〇〇三八一	たけのこ 岩沼市本町四番三十一号	生活介護	一般社団法人 みやぎたけのこ会	令和三年十一月一日					
〇四一二〇〇五五三	就労定着支援センター Iつなぐwork	就労定着支援	一般社団法人 つぐかふえ	令和三年十一月一日					

○宮城県告示第八百八十一号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第四十六条第二項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり事業を廃止する旨届出があつたので、同法第五十一条第二号の規定により告示する。

令和三年十二月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

〇四一〇三〇〇四〇四	登米市迫町佐沼字錦百三十番地の一	居宅介護	株式会社シエンス	令和三年十二月一日
〇四一二一〇〇一四一	ウインデイズ 刈田郡蔵王町遠刈田 温泉字西集団九五番 地一	就労継続支援B型	社会福祉法人 大泉会	令和三年十二月一日

事業所番号	〇四一二一〇〇一七	事業所の名称及び所在地	ケアサービスふらん 刈田郡蔵王町大字円 田字駅内十九	廃止する指定障害福祉サービスの種類	居宅介護	設置者名	ケアサービス ふらん	廃止年月日	令和四年一月一日
〇四一二三〇〇六四	ステップ 栗原市金成梨崎道ノ 上七番地の一	短期入所	社会福祉法人 栗原秀峰会	令和三年十二月三十一日					

○宮城県告示第八百八十二号

県営名鱈地区土地改良事業（区画整理事業）変更計画を定めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十八条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業変更計画について不服があるときは、同法第八十八条第六項において準用する同法第八十七条第六項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に審査請求をすることができる。

令和三年十二月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業変更計画書の写し

二 縦覧期間

令和三年十二月十七日から令和四年一月二十一日まで

三 縦覧場所

涌谷町役場

○宮城県告示第八百八十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定により県営土地改良事業蛇沼向地区の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この換地計画について不服があるときは、同法第八十九条の二第四項で準用する同法第八十七

七条第六項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に審査請求をすることができ、また、この換地計画については、上記の審査請求のほか、この換地計画が定められたことを知った日の翌日から起算して六か月以内に、仙台地方裁判所に換地計画の取消しの訴えを提起することができる。

令和三年十二月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 縦覧に供する書類の名称

換地計画書の写し

二 縦覧期間

令和三年十二月二十日から令和四年一月二十四日まで

三 縦覧場所

石巻市役所、石巻市河南総合支所、東松島市役所及び美里町役場

○宮城県告示第八百八十四号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第五十八号）以下「法」という。）第二百二十五条の六第三項において準用する法第五十五条の二第三項の規定により届出のあった次の加入区に係る区域内特定養殖業者の共済契約の締結の申込み又は規約の設定についての同意は、法第二百二十五条の六第一項に規定する要件に適合するものと認める。

令和三年十二月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

加入区の名	区 域	同意成立の届出年月日	発起人の住所及び氏名	養殖業の種類	区域内特定養殖業者数

宮城県第百三十八加入区	平成十九年宮城県告示第三十八号（漁業災害補償法に基づく漁業加入区の設定）で告示された宮城県漁業協同組合の石巻地区支所の所在地のうち、萩浜の区域	令和三年十二月三日	石巻市さくら町二丁目十八番一七、豊嶋祐二、石巻市あゆみ野四丁目十二番地六、伏見 薫	漁業災害補償法施行令（昭和三十一年政令第九十九号）第十八条の四に規定するわがめ養殖業	三人
-------------	---	-----------	---	--	----

○宮城県告示第八百八十五号

次の建設業者については、その営業所の所在地を確知できないので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条の二第一項の規定により告示する。

この告示の日から三十日を経過しても申出がないときは、建設業の許可を取り消すことがある。

令和三年十二月十七日

一 商号又は名称等

宮城県知事 村 井 嘉 浩

商号又は名称及び代表者の氏名	主たる営業所の所在地	建設業許可番号（宮城県知事許可）
縮久里産業株式会社 橋本一拓也	大崎市三本木南谷地字長寿院浦一番地十	般一― 第二万三千四百四十四号
株式会社フロンティア 北山 寛	仙台市泉区泉ヶ丘一丁目十二番三十号	般一―三十 第二万七千七百五十号

二 申出先

宮城県土木部事業管理課建設業振興・指導班

所在地 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

電話 ○二二―二二―一三二一六（直通）

○宮城県告示第八百八十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、金洗堰土地改良区役員の就任及び退任について、次のとおり届出があった。

令和三年十二月十七日

宮城県仙台地方振興事務所

所 長 富 田 政 則

公 告

一 就任した者

就任年月日	氏 名	住 所	役職名
令和三年十一月二十四日	遠藤 久雄	黒川郡大衡村大衡字要害二十一番地	監 事
令和三年十一月二十四日	板垣 勝	加美郡色麻町大字下新町北百六十番地一	監 事

二 退任した者

退任年月日	氏 名	住 所	役職名
令和三年十一月二十三日	田中 榮夫	加美郡色麻町一の関字鹿野八番地一	監 事
令和三年十一月二十三日	遠藤 久雄	黒川郡大衡村大衡字要害二十一番地	監 事

○財政状況の公表に関する条例（昭和三十九年宮城県条例第二十三号）第二条第一項の規定により、県の財政状況を別冊のとおり公表する。

令和三年十二月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり契約の相手方を決定した。

令和三年十二月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 随意契約に係る物品又は役務の名称及び数量 令和三年度インターネット等を活用した県産品販売支援業務（その二） 一式

二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 農政部食産業振興課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

三 契約の相手方を決定した日 令和三年十一月二十五日

四 契約の相手方の氏名又は名称及び住所又は所在地 楽天グループ株式会社 東京都世田谷区玉川一丁目十四番一号

五 契約金額 二億円

六 契約の相手方を決定した手続 随意契約

七 契約の相手方を決定した理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十一条第一項第一号、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の二第二項第二号該当

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

令和三年十二月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称 黒川郡大和町吉田字山ノ神十番一

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称） 富谷市成田四丁目二十八番地 パセオブラシード成田D一〇五 氏家 克

選挙管理委員会

○宮選管告示第百八十八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第六条第一項の規定により、次のとおり政治団体の届出があった。

令和三年十二月十七日

宮城県選挙管理委員会

委員長 皆 川 章 太 郎

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

(イ) 法第十九条の七第一項第一号に係る国会議員関係政治団体

政治団体の名称 代表者の氏名 会計責任者の氏名 主たる事務所の所在地 公職の種類（第一号） 届出年月日

の名称 早坂 敦 高橋 伽羅 仙台市青葉区中江一〇九 衆議院議員 令和三年十一月十七日

(ロ) 国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称 代表者の氏名 会計責任者の氏名 主たる事務所の所在地 届出年月日

角田雄一後援会 角田 雄一 角田 雄一 宮城県松島町根廻字桐田四三〇八 令和三年十一月一日

第五条第一項中「、決裁日登録」を削る。

第六条第一号中「文書收受簿」を「收受発送簿」に改め、第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号から第七号までを一号ずつ繰り上げる。

第八条第一号中「文書收受簿」を「收受発送簿」に改め、第二号中「文書收受簿」を「收受発送簿」に、「当該書面の「担当者等」欄に、受領印」を「当該書面により、受領印又は署名（以下「受領印等」という。）」に、第三号及び第四号中「文書收受簿」を「收受発送簿」に改める。

第九条第一項中「、総合文書システムによることが困難な事情がない限り」を「、別に定めがある場合又は特に支障のある場合を除き」に改め、「よう努める」を削る。

第十一条中「主任又は電子文書取扱主任」を「、当該回議に係る事務を担当する者」に改める。

第十三条第一項第二号中「文書番号簿」を「收受発送簿」に改め、同条第二項中「冠す」を「冠する」に改める。

第十五条第二項中「受領印」を「受領印等」に改める。

第十六条第一項中「当該文書に係る決裁済の文書情報に発送年月日」を「当該発送に係る決裁済の文書情報に発送に関する情報（次項において「発送情報」という。）」に改め、同条第二項中「発送年月日」を「発送情報」に改める。

第十七条第一項第二号中「八センチメートル」を「十センチメートル」に改め、第三号中「、表紙」を削り、同条第二項中「編集するとともに、文書件名目録に登録の上」を「編集し」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この訓令は、令和三年十二月十七日から施行する。

（経過措置）

2 改正前の宮城県労働委員会事務局文書取扱規程の規定による諸様式で取扱い上著しく支障のないものについては、当分の間、改正後の宮城県労働委員会事務局文書取扱規程の規定によるものとみなす。

正 誤

○宮城県公報第二五八号（令和三年十一月二十六日付け）中

ページ 段 行

二 上 後ろか 稲井 謙一 正

ら五

稲井 健一 誤